

①

特定都市鉄道整備準備金の損金算入に関する  
明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十二(九)

平十二・四・一以後終了事業年度分

特定都市鉄道工事の名称		1		期首現在額	15	円
特定都市鉄道整備事業計画の認定年月日		2	昭平	当期	10年間均等取崩額	16
特定都市鉄道整備事業計画の期間		3	昭平 昭平		同上以外の場合による 準備金取崩額	17
当期積立額		4		翌 期 額	計 (16)+(17)	18
積立 限度 額の 計 算	当期の鉄道事業に係る 旅客運送収入	5			当期積立額 (4)	19
	特定都市鉄道整備促進 特別措置法第6条 第1項に規定する積立割合	6	100	差引期末現在額 (15)-(18)+(19)	20	
積立 限度 額の 計 算	(5)×(6)	7		額 減 の 計 算	同上のうち前期末までに 益金の額に算入された金額	21
	積立限度額 (7)の金額又は租税特別 措置法施行令第32条の9 第1項の大蔵省令で定め るところにより算定され る金額)	8			当期中において益金の 額に算入すべき金額	22
積立限度超過額 (4)-(8)		9		積立限度超過額 (9)	23	
累積 限度 超過 額の 計 算	差引特定都市鉄道整備準備金 (24)	10		差引特定都市鉄道整備準備金 (20)-(21)-(22)-(23)		24
	累積限度額 (11)× $\frac{1}{2}$	12		累積限度超過額 (13)		25
	特定都市鉄道整備事業 計画に定められた 特定都市鉄道工事に 係る工事費の額	11		期末特定都市鉄道整備準備金 (24)-(25)		26
累積限度超過額 (10)-(12)		13				
限度超過額合計 (9)+(13)		14				

## 別表十二（九）の記載の仕方

この明細書は、青色申告書を提出する法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法第4条に規定する認定事業

者であるものが、措置法第56条（特定都市鉄道整備準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。